第３次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第２次船橋市障害者施策に関する計画」が平成２６年度末をもって期間が満了するに当たり、「第３次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第３次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

(１) 「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること

(２) その他「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

（組織及び任期）

第３条　委員会は、委員３０名以内をもって組織する。

２ 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　船橋市自立支援協議会委員 ２４名以内

(２)　学識経験者　　　　　　　　 ２名以内

(３)　公募委員　　　　　　　　　 ４名以内

３　委員の任期は、「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

（議事）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

（公務災害補償）

第７条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）に準じて補償する。



（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年７月２５日から施行する。

　（この要綱の失効）

２　この要綱は、「第３次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。